

調査結果の概要

1. 津波警報が発令された沿岸域の港湾の対応状況

港湾名	港湾利用者、船舶等への注意喚起の実施	水門及び陸こうの閉鎖	関係者間の情報連絡	今回の国の港湾事務所の参集状況			津波に関する地域防災計画の記載		
				避難勧告発令区域内に立地	安全な参集場所を指定	今回の参集場所	津波避難に関する伝達方法	津波予報発令時の関係機関の対応についての役割分担	水門の閉鎖など具体的な対応についての役割分担
釧路港	実施	— ※1	30分以内	区域内	→ 指定済	指定場所	あり	※4 共通項目として記載	— ※1
根室港	実施	30分以内	30分以内	区域外	—	事務所	あり	あり	あり
網走港	実施	—	30分以内	区域内	→ 指定済 ※3 (マニュアル未記載)	指定場所	あり	あり	—
紋別港	実施	—	30分以内	区域内	→ 指定済 (マニュアル未記載)	指定場所	あり	共通項目として記載	—
合計	4港	1港	4事務所	3事務所	3/3事務所	—	4/4	2/4	1/1

2. 津波注意報が発令された沿岸域の港湾の対応状況

港湾名	港湾利用者、船舶等への注意喚起の実施	水門及び陸こうの閉鎖	関係者間の情報連絡	津波警報発令時の国の港湾事務所の参集場所の指定について		津波に関する地域防災計画の記載		
				津波による被害の恐れがある区域に立地	安全な場所の指定	津波避難に関する伝達方法	津波予報発令時の関係機関の対応についての役割分担	水門の閉鎖など具体的な対応についての役割分担
稚内港	実施	— ※1	30分以内	区域外	—	あり	あり	— ※1
留萌港	実施	—	30分以内	区域外	—	あり	あり	—
石狩湾新港	実施	—	30分以内	区域内	→ 指定済	あり	あり	—
小樽港	実施	—				あり	※4 共通項目として記載	—
十勝港	実施	—	30分以内	区域外	—	あり	共通項目として記載	—
苫小牧港	実施	—	30分以内	区域外	—	あり	共通項目として記載	—
室蘭港	実施	—	30分以内	区域内	→ 指定済	あり	共通項目として記載	—
函館港	実施	—	30分以内	区域内	→ 未指定	あり	あり	—
むつ小川原港	実施	—	※2	区域内	→ 指定済 ※3 (マニュアル未記載)	あり	あり	—
八戸港	実施	—				あり	あり	—
久慈港	実施	30分以内	※2	区域内 (ただし、宮古港、大船渡港の出張所は区域外)	→ 未指定	あり	あり	あり
宮古港	実施	30分以内				あり	あり	あり
釜石港	実施	30分以内				あり	あり	あり
大船渡港	実施	30分以内				あり	あり	あり
仙台塩釜港	実施	60分以内	※2	区域外	—	あり	【仙台市】 あり	—
						あり	【塩竈市】 あり	あり
						あり	【七ヶ浜町】 あり	あり
石巻港	実施	30分以内				あり	共通項目として記載	あり
相馬港	実施	—	※2	区域内	→ 未指定	あり	【相馬市】 共通項目として記載	—
小名浜港	実施	—				あり	【新地町】 共通項目として記載	—
合計	18港	6港	7事務所	6事務所	3/6事務所	21/21	13/21	7/7

※1: 「—」は水門等の施設無し

※2: 海上保安部からの連絡を受け、国の港湾事務所は、工事関係者等へ避難の連絡を行ったが、港湾管理者との直接の情報連絡は十分ではなかった。

※3: 「マニュアル未記載」は、国の港湾事務所のマニュアル等に記載はしていないが、事務所長等が職員に対して津波発生時の参集場所の周知徹底を行っている事務所。

※4: 「共通項目として記載」は、他の災害と合わせ一般的な事項として記載されていると考えられるもの。